

大阪府地下水質保全対策要領の運用

大阪府地下水質保全対策要領（以下「要領」という。）に基づき、関係機関が協力して、府域の地下水汚染状況を把握し、また、汚染が発見された場合における調査、対策、指導を円滑に実施するために必要な事項を次のとおり定めることとする。なお、ここで使用する用語は、要領の例による。

1 測定計画案について

測定計画案の作成に当たっては、あらかじめ、連絡会議等において関係機関と協議するものとする。

2 測定計画に基づく水質検査（周辺地区調査を除く。）について

(1) 測定地点の選定

測定地点の選定は、測定機関となる府又は国土交通省近畿地方整備局は、関係市町村の環境担当課及び府保健所（以下「保健所」という。）又は市水道行政担当課若しくは市飲用井戸等指導担当課（以下「市水道行政担当課等」という。）と、また、測定機関となる政令市環境担当課は、水道行政担当課と協議の上、行うものとする。

(2) 水質検査の実施

府が測定機関となる調査対象井戸等に係る試料の採取及び測定は、環境管理室が行う。ただし、継続監視調査の終了調査における採取及び測定については、3（8）調査の役割分担に準じるものとする。

(3) 継続監視調査の終了について

継続監視調査については、原則として直近2年間の調査結果が環境基準に適合していた場合、翌年度に周辺地区調査及び継続監視調査を行い、そのすべての調査結果が環境基準に適合していることを確認して終了するものとする。

3 対策会議について

(1) 対策会議の設置

ア 別表1に掲げる物質が発動基準を超えて検出された場合には、原則として、対策会議を設置するものとする（(ア)から(ウ)に係る場合を除く。）。

(ア) 汚染地区に住居等がない場合

(イ) 地下水質が地下水環境基準又は水道水質基準に適合している場合であって、汚染原因が明らかであり、かつ周辺へ汚染の拡がりがないことを確認している場合

(ウ) 対策会議の構成員が設置の必要なしと判断した場合

イ 周辺の利水状況等を総合的に勘案して、対策会議の設置の必要性が高いと判断した場合は、発動基準を超えた値が検出されなくても対策会議を設置するものとする。

ウ 発動基準を超えて検出されたにもかかわらず対策会議を設置しない場合は、対策会議の主催機関に該当する機関は、超過事案の概要及び対策会議を設置しない理由について、対策会議の構成員に情報提供する。情報提供により、構成員より対策会議の設置を要望された場合は、主催機関は対策会議を設置するものとする。

(2) 対策会議を設置した場合は、必要に応じて周辺地区調査を実施するものとする。

(3) 発動基準超過時等の連絡体制

発動基準超過時等における関係機関相互の連絡は、原則として、別図1に従い行うものとする。

(4) 汚染地区対策会議の進め方

当該汚染地区に係る対策会議は、原則として、別図2に従い進めるものとする。

(5) 周辺地区調査の内容及び実施方法等

周辺地区調査の内容及び実施方法等については、当該汚染地区に係る対策会議において協議するが、以下に掲げる調査は原則として行うものとする。

ア 井戸利用状況調査

イ 井戸水の水質調査

ウ 工場・事業場調査（汚染物質の使用状況等）

(6) 周辺地区調査の調査対象物質

周辺地区調査の調査対象物質は、発動基準を超えた値が検出された物質とする。ただし、下表の左欄の物質が検出された場合、右欄の物質についても併せて調査するものとする。

テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン
トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン
1,1-ジクロロエチレン	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、クロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン、クロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、クロロエチレン
1,2-ジクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン
クロロエチレン	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン
四塩化炭素	ジクロロメタン

(7) 周辺地区調査の調査範囲

周辺地区調査は、原則として発動基準を超えた値を検出した井戸を中心とする半径500mの範囲において実施するものとする。ただし、汚染源を特定している場合や、周辺の井戸所在状況等から特に調査範囲の設定が必要であると対策会議において判断した場合等には、下表の一般値を参考に調査範囲を決定するものとする。

物質	地下水汚染が到達しうる距離の一般値（m）
揮発性有機化合物	概ね 1,000
六価クロム	概ね 500
砒素、ふっ素及びほう素	概ね 250
カドミウム、シアン、鉛、総水銀、アルキル水銀、PCB、農薬等及びセレン	概ね 80

(8) 調査の役割分担

(5)に掲げる調査のうち、原則として、工場・事業場に係るものについては環境担当課（府所管の区域にあっては、環境管理室）が、家庭用井戸及び工場・事業場における飲用井戸等に係るものについては保健所又は市水道行政担当課等が実施するものとする。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に関する農業・畜産関係の発生源に係るものについては農と緑の総合事務所が実施するものとする。

なお、水質調査における試料の測定に際し、当該汚染物質に係る別表 1 に掲げる定量下限値が地下水の環境基準項目と水道水の水質基準項目で異なる場合については、それぞれの定量下限値まで定量することとする。

(9) 結果のまとめ

調査結果のまとめに当たっては、原則として、以下に掲げる事項について記述するものとする。（様式例参照）

ア 調査機関（実施機関、協力機関）

イ 調査期間

ウ 調査区域

エ 調査結果

（ア）井戸利用状況

（イ）水質調査結果

（ウ）汚染範囲

（エ）工場・事業場調査結果

オ 井戸利用者対策

カ 工場・事業場対策

なお、周辺地区調査報告書における定量下限値は、原則として地下水の環境基準項目に係る定量下限値に合わせて調査結果をまとめることとするが、一方の定量下限値以上で検出され、もう一方の定量下限値以上で検出されない場合については、対策会議で検討し協議することとする。

4 地下水汚染が確認された場合における飲用指導等について

ア 対策会議の構成員は、汚染地区の井戸等による地下水利用に係る情報を速やかに収集・整理し、対策会議に提出するものとする。

イ 市町村（政令市を含む。）の環境担当課及び保健所又は市水道行政担当課等は、対策会議の構成員から提出された情報を基に、汚染地区の飲用井戸等の所有者に対し、汚染の状況について速やかに周知し、飲用指導を行うものとする。

5 この要領の運用は、平成 22 年 12 月 15 日から施行する。

附則

この要領の運用は、平成 24 年 5 月 24 日から施行する。

附則

この要領の運用は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領の運用は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。

附則

この要領の運用は、平成 26 年 11 月 17 日から施行する。

附則

この要領の運用は、平成 27 年 8 月 7 日から施行する。

附則

この要領の運用は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領の運用は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この要領の運用は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附則

この要領の運用は、令和 4年 4月 1日から施行する。

別表 1 汚染井戸周辺地区調査に係る発動基準、及び地下水質の測定方法等

1 発動基準

(単位：mg/L)

区分 項目名	発動基準値*1	地下水の環境基準項目		水道水の水質基準項目	
		定量下限値*4	環境基準値	定量下限値*4	水質基準値
カドミウム	0.0015	0.0003	0.003 以下	0.0003	0.003 以下
全シアン	検出	0.1	検出されないこと	――	――
シアン*2	0.005	――	――	0.001	0.01 以下
鉛	0.005	0.005	0.01 以下	0.001	0.01 以下
六価クロム	0.01	0.01	0.02 以下	0.002	0.02 以下
砒素	0.005	0.005	0.01 以下	0.001	0.01 以下
総水銀	0.0005 *3	0.0005	0.0005 以下	0.00005	0.0005 以下
アルキル水銀	検出	0.0005	検出されないこと	――	――
PCB	検出	0.0005	検出されないこと	――	――
ジクロロメタン	0.004	0.002	0.02 以下	0.002	0.02 以下
四塩化炭素	0.0004	0.0002	0.002 以下	0.0002	0.002 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.0004	0.0002	0.002 以下	――	――
1,2-ジクロロエタン	0.0008	0.0004	0.004 以下	――	――
1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.002	0.1 以下	――	――
1,2- ジクロロエチレン (シス-1,2- ジクロロエチレン及び トランス-1,2- ジクロロエチレン)	0.008	0.004	0.04 以下	0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.2	0.0005	1 以下	――	――
1,1,2-トリクロロエタン	0.0012	0.0006	0.006 以下	――	――
トリクロロエチレン	0.002	0.001	0.01 以下	0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.002	0.0005	0.01 以下	0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.0004	0.0002	0.002 以下	――	――
チウラム	0.0012	0.0006	0.006 以下	――	――
シマジン	0.0006	0.0003	0.003 以下	――	――
チオベンカルブ	0.004	0.002	0.02 以下	――	――
ベンゼン	0.002	0.001	0.01 以下	0.001	0.01 以下
セレン	0.005	0.002	0.01 以下	0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.08	10 以下	1	10 以下
ふっ素	0.4	0.08	0.8 以下	0.08	0.8 以下
ほう素	0.5	0.02	1 以下	0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	0.01	0.005	0.05 以下	0.005	0.05 以下

*1 : 府域における地下水濃度の情報を蓄積し、把握した情報を元に適宜、発動基準の見直しについて検討する。

*2 : シアンとは、シアン化物イオン及び塩化シアンのことをいう。

*3 : 厚生労働省告示261号に定める方法で測定した場合は、0.00025とする。

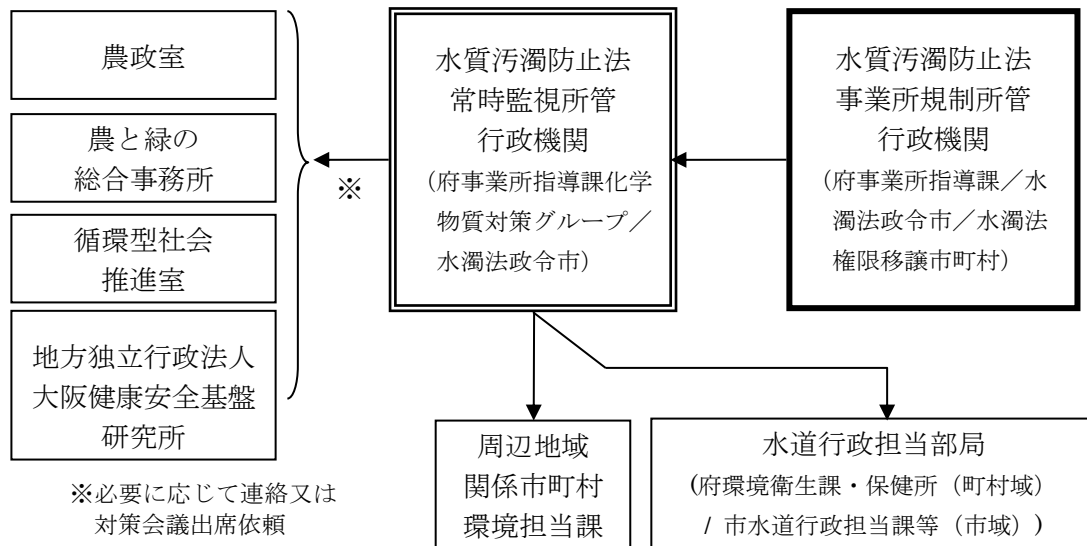
*4 : 本運用において定める数値

2 測定方法

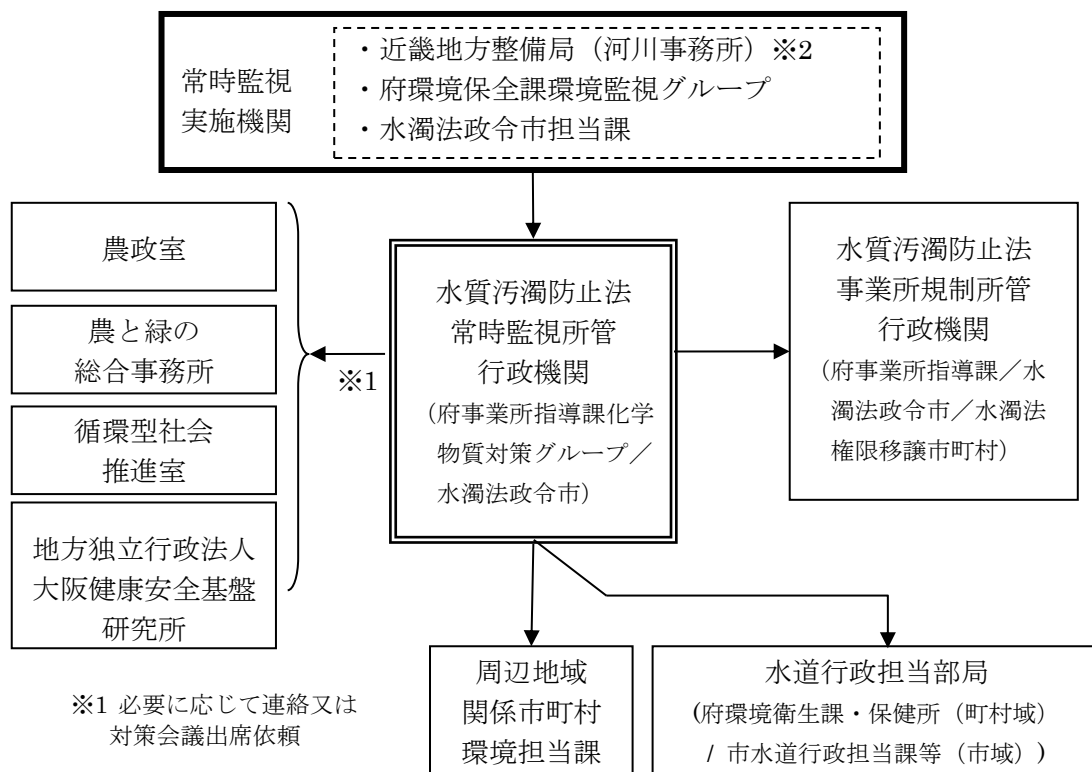
- ・地下水の環境基準項目に係るものにあつては、平成9年3月13日付け環境庁告示第10号の別表の測定方法の欄に掲げる方法
- ・水道水の水質基準項目に係るものにあつては、平成15年7月22日付け厚生労働省告示第261号に定める方法

別図 1 発動基準超過時等の連絡体制^注

(1) 事業者等による地下水調査で発動基準超過が確認された場合

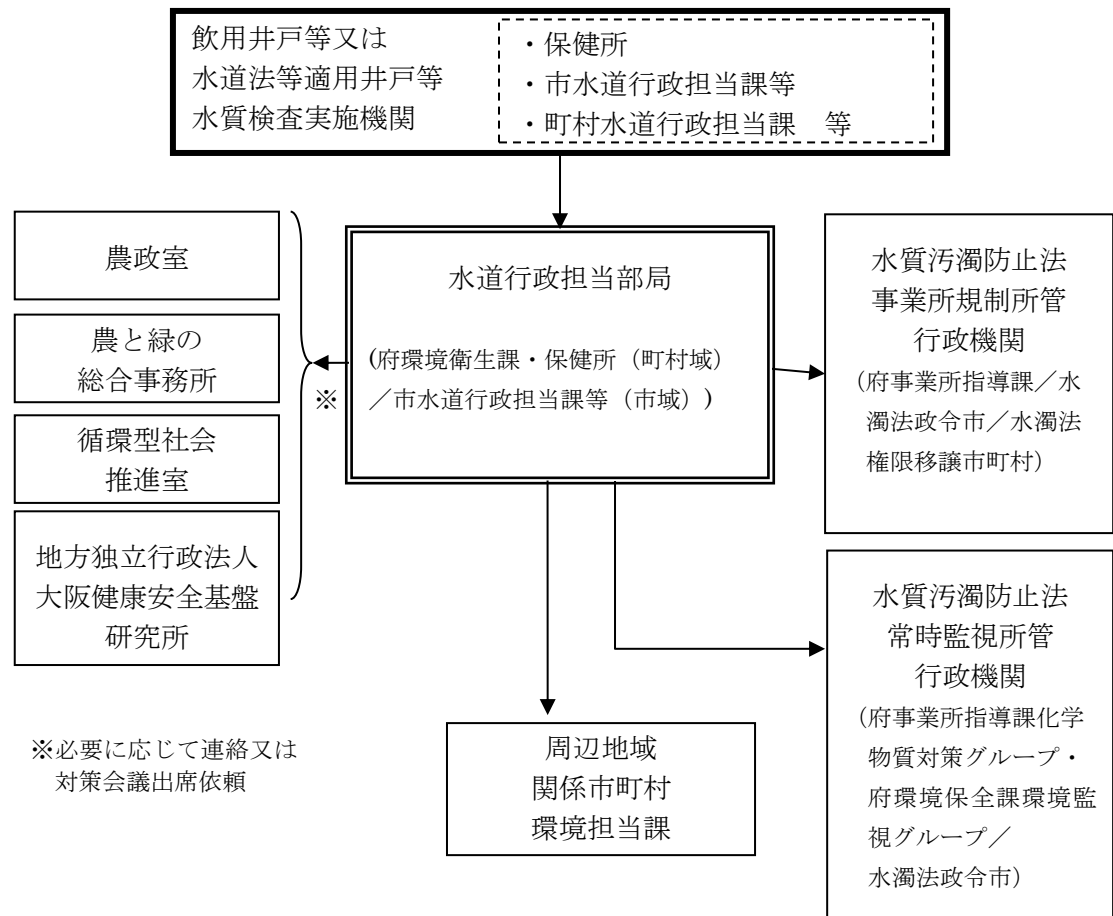


(2) 地下水質常時監視で発動基準超過が確認された場合



※2 近畿地方整備局による常時監視調査において基準超過があった場合は、府環境保全課環境監視グループに連絡があり、同グループが水質汚濁防止法常時監視所管行政機関に連絡する。

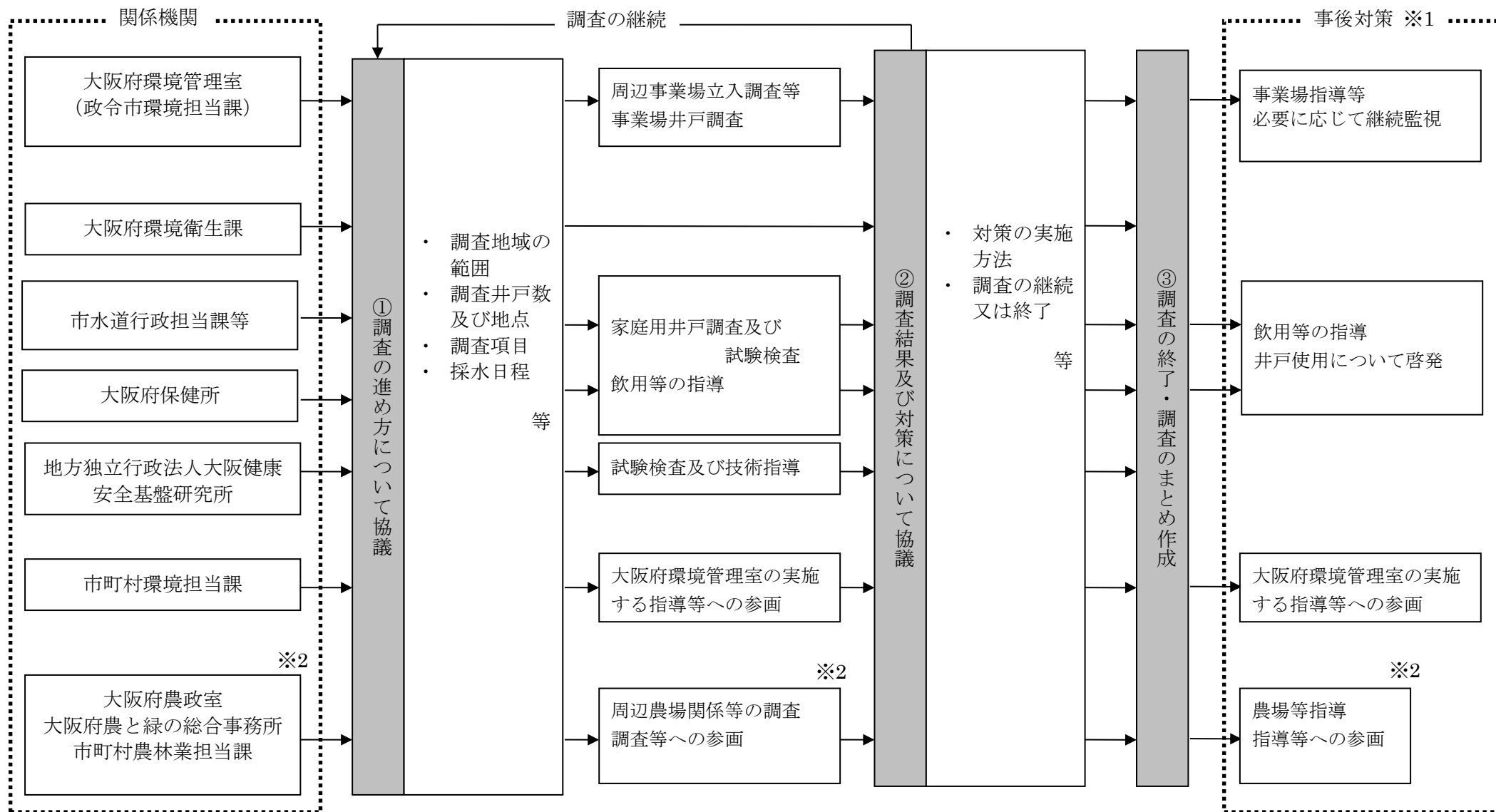
(3) 飲用井戸等又は水道法等適用井戸等で発動基準超過が確認された場合



(注) ① は、事案を把握し、連絡の端緒となる機関

② は、対策会議の主催機関 ((3)の町村域は府環境衛生課が主催機関)

別図2 汚染地区対策会議の進め方



※1 必要に応じ、学識経験者等を含めた対策会議を開催し、汚染原因の究明及び汚染回復措置等について検討を行う。

※2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、農業関係等が発生源であると想定される場合に限る。

(様式例)

〇〇汚染井戸周辺地区調査の結果について

発見された汚染の概要、その他

1 調査機関

○ 実施機関

○ 協力機関

2 調査期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 調査区域

4 調査結果

(1) 井戸利用状況

(2) 水質調査結果

表 地下水質調査結果の概要

		調 査 井戸数	検 出 井戸数	超 過 井戸数	検出範囲
	家庭用井戸	()	()	()	
	事業所井戸	()	()	()	
	家庭用井戸	()	()	()	
	事業所井戸	()	()	()	
	家庭用井戸	()	()	()	
	事業所井戸	()	()	()	

(注) * () : 飲用井戸数

* 検出井戸とは定量下限値以上の濃度で検出された井戸をいう。

* 超過井戸とは、環境基準又は水道水の水質基準を超える濃度で検出された井戸をいう。

(3) 汚染範囲

(4) 工場・事業場調査結果

5 井戸利用者対策

6 工場・事業場対策